

第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別保険料

【第6期計画における第1号被保険者基準保険料額】

保険料基準額（年額）	= (I) 保険料収納必要額 ÷ 保険料収納率（99.86%） ÷ (II) 所得段階加入割合補正後被保険者数	93,600 円
保険料基準額（月額）	= 保険料基準額（年額） ÷ 12	7,800 円

所得段階		平成 27～29 年度		対象者の内容
		基準額に 対する割合	介護保険料額 （年額）	
第1段階	0.50	<u>0.45</u>	<u>42,120 円</u>	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下
第2段階	0.75	0.75	70,200 円	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下
第3段階	0.75	0.75	70,200 円	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円超
第4段階	0.90	0.90	84,240 円	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下
第5段階	1.00	1.00	93,600 円	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超
第6段階	1.20	1.20	112,320 円	本人の住民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満
第7段階	1.30	1.30	121,680 円	本人の住民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満
第8段階	1.50	1.50	140,400 円	本人の住民税課税で前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満
第9段階	1.70	1.70	159,120 円	本人の住民税課税で前年の合計所得金額が 290 万円以上